

委員会細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会（以下、本法人）の事業を能率的に、かつ透明性を確保して推進するため、委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(専門委員会の設置)

第2条 本法人は、次表に掲げる専門委員会を設置する。

2 次表の左欄に掲げる専門委員会は、同表の右欄に掲げる本法人定款第5条第1項各号に関する事業を所掌する。

専門委員会名称	本法人定款第5条第1項
世界文化遺産学術調査委員会	第1号
世界の記憶学術調査委員会	第2号
登録に向けたロードマップ作成委員会	第1号、第2号
人権教育検討委員会	第3号
国際連携委員会	第5号
国登録有形文化財・国指定史跡学術調査委員会	第6号
長島と地域の歴史検討委員会	第7号
企画広報委員会	第4号から第8号
総務財政委員会	第1号から第8号

(専門委員長)

第3条 理事長は、理事会の承認に基づき専門委員長を任命する。

2 専門委員長の任期は、任命日の属する事業年度の末日とする。ただし、再任を妨げない。

3 専門委員長が任期途中で退任した場合、理事長は速やかに後任者を任命しなければならない。

4 前項により新たに任命された専門委員長の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(専門委員会の定員)

第4条 専門委員会の定員は、10人以内とする。

(特別委員会の設置)

第5条 理事長は、本法人の事業を推進するために必要がある場合には特別委員会を設置することができる。

(特別委員長)

第6条 理事長は、特別委員長を任命する。

- 2 特別委員長の任期は、理事長が前項の任命を行う際にこれを定める。
- 3 特別委員長が任期途中で退任した場合、理事長は速やかに後任者を任命しなければならない。
- 4 前項により新たに任命された特別委員長の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(特別委員会の定員等)

第7条 特別委員会の定員は、6人以内とする。

(細則外事項)

第8条 この細則に定めのない事項については、専門委員長又は特別委員長、並びに事務局長は総務財政委員会において協議し、理事長の決裁を得るものとする。

第2章 委員の選任

(委員の選任)

第9条 専門委員及び特別委員（以下、委員）の選任は、専門委員長及び特別委員長（以下、委員長）の指名による。

- 2 委員長は、前号の指名を行う際には理事の意見を尊重せねばならない。
- 3 専門委員長は、本法人正会員を中心に前2項の選任を行わなければならない。ただし、正会員中に適任者が存在しない場合には、この限りでない。
- 4 委員長は、委員を選任した場合、速やかに理事長に報告せねばならない。
- 5 委員の任期は、委員長の任期と同一とする。

第3章 委員会

(開催)

第10条 専門委員会及び特別委員会（以下、委員会）は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 委員長が必要と認めたとき。
- (2) 委員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第11条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会を招集するときは、会議の日時、場所、協議予定内容を記載した書面もしくは電子メールをもって、少なくとも委員会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第12条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

(定足数)

第13条 委員会は、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(議決)

第14条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第15条 各委員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため委員会に出席できない委員は、書面もしくは電子メールをもって他の委員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した委員は、第13条、前条及び次条第1項第2号の適用については、委員会に出席したものとみなす。

(議事録)

第16条 委員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電子メール表決委任者がある場合には、その旨を付記すること。）

- (3) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (4) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 委員長は作成した議事録を、速やかに理事長に提出しなければならない。
 - 4 理事長は、前項の議事録を受理の後、速やかに写しを本法人役員に郵送もしくは電子メールで送付しなければならない。

第4章 参考人の招へい

(参考人の招へい)

- 第17条 委員は、委員会での協議に必要と認める場合、委員長に対して参考人の招へいを請求することができる。
- 2 委員は、委員会開催の3日前までに電子メール又は電話にて前項の請求を行わねばならない。
- 3 委員長は、前2項の請求を認める場合、電子メール又は電話にてその旨を委員に通知しなければならない。
- 4 招へいされた参考人は、オブザーバーとして委員会に出席し、委員長の諮問に答える。

第5章 雑 則

(本細則の改廃)

- 第18条 この細則の改廃は、本法人定款第57条に基づき理事会の議決を経て理事長がこれを行う。

(規則)

- 第19条 この細則の施行に必要な規則は、別にこれを定める。

附 則

- 1 本法人の成立初年度に任命された専門委員長の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。
- 2 この細則は平成30年3月6日から施行する。